

大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正をすべき理由がない旨の通知処分取消等請求  
事件

国側当事者・国(加古川税務署長)

平成22年9月15日却下・確定

判 決

原告	甲
被告	国
同代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	加古川税務署長 北田 好英
被告指定代理人	谷口 誠
同	杉浦 弘浩
同	松帆 芳和
同	前川 秀行
同	上田 英毅

主 文

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 加古川税務署長が平成13年12月20日付けで原告に対してした原告の平成10年分所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。
- 2 加古川税務署長が平成12年1月18日付けで原告に対してした原告の平成9年分及び平成10年分所得税に係る各重加算税賦課決定処分並びに平成9年1月1日から同年12月31日までの課税期間及び平成10年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る各重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 3 加古川税務署長が平成19年11月2日付けで原告に対してした原告の異議申立てを棄却する旨の決定(加古川個●●第号)を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、加古川税務署長(以下「加古川署長」という。)が平成13年12月20日付けで原告に対してした原告の平成10年分所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「本件通知処分」という。)の取消しを求め、さらに、加古川署長が平成12年1月18日付けで原告に対してした原告の平成9年分及び平成10年分所得税に係る各重加算税賦課決定処分並びに平成9年1月1日から同年12月31日までの課税期間及び平成10年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る各重加算税賦課

決定処分（以下、併せて「平成9・10年各賦課決定」という。）の取消しを求めるとともに、加古川署長が平成19年11月2日付けで原告に対してした平成9・10年各賦課決定に対する異議申立てを棄却する旨の決定（以下「平成19年異議決定」という。）の取消しを求めた事案である。

#### 1 前提となる事実（当事者間に争いのない事実及び証拠等により容易に認められる事実）

##### (1) 重加算税賦課決定（甲18から20まで）

加古川署長は、原告に対し、平成12年1月18日付けで、平成9・10年各賦課決定をした。

##### (2) 平成9・10年各賦課決定に係る不服申立て等（甲3、4）

ア 原告は、乙を代理人として、平成12年2月15日、加古川署長に対し、平成9・10年各賦課決定につき、異議申立てを行った。

イ 加古川署長は、平成19年11月2日、上記異議申立てを平成9・10年各賦課決定に対するものとしていずれも棄却する旨の平成19年異議決定をした。

##### (3) 更正をすべき理由がない旨の通知処分に係る不服申立て等（甲1、6）

ア 原告は、平成12年3月7日、加古川署長に対し、平成10年分所得税について更正の請求をした。

イ 加古川署長は、平成13年12月20日付けで、原告に対し、上記更正の請求につき、更正をすべき理由がない旨の本件通知処分をした。

##### (4) 別訴の提起等（乙1から6まで）

ア 原告は、平成20年10月3日、神戸地方裁判所において、平成9・10年各賦課決定を含む複数の処分の取消しを求める訴え（神戸地方裁判所平成●●年（○○）第●●号所得税課税処分等取消請求事件。以下「別件訴訟」という。）を提起した。

イ 原告は、同年11月26日、別件訴訟で「訴状の請求の趣旨（追加2）」と題する書面により、本件通知処分の取消し等を求める訴えを追加した。

ウ 原告は、平成21年4月27日、別件訴訟で「請求の趣旨（追加5）」と題する書面により、平成19年異議決定の取消し等を求める訴えを追加した。

エ 別件訴訟は、現在も神戸地方裁判所において係属中である。

##### (5) 本件訴えの提起等（顕著な事実）

ア 原告は、平成21年12月17日、本件訴えを提起した。

イ 原告は、平成22年3月24日、「事件名・被告追加申立書」及び「訴状の請求の趣旨（追加1）」と題する書面により、訴えの追加的変更として、国税不服審判所長が、原告の平成14年2月22日付け審査請求及び平成19年12月4日付け審査請求について、裁決をしていないことがいずれも違法であるとして、不作為の違法確認を求めた。

ウ 被告の申立てにより、当裁判所は、平成22年6月25日の第2回口頭弁論期日において、上記イの訴えの追加的変更を許さない旨の決定をした。

### 第3 争点及び当事者の主張

#### 1 被告の主張

本件訴えは、いずれも二重起訴（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法142条）に当たり、不適法である。

#### 2 原告の主張

争う。

#### 第4 当裁判所の判断

- 1 原告は、本件において、本件通知処分、平成19年異議決定及び平成9・10年各賦課決定の各取消しを求めているところ、前記前提となる事実によれば、原告は、本件訴訟を提起した時点において、既に神戸地方裁判所での別件訴訟で上記各処分及び裁決の取消しをそれぞれ求めており、別件訴訟は現在も係属中であることが認められるから、本件通知処分、平成19年異議決定及び平成9・10年各賦課決定の各取消しを求める本件訴えは、いずれも同一当事者、同一の訴訟物について、重複して提起されたものであり、二重起訴（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法142条）に当たるから、不適法である。
- 2 よって、本件訴えは不適法であるから却下することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山田 明

裁判官 徳地 淳

裁判官 藤根 桃世